税北第２７００号

令和元年９月５日

自治労大阪府職員労働組合税務支部

なにわ北分会 分会長　中 島　明 様

大阪府なにわ北府税事務所

所　長　川 村　浩 一

職場環境整備等の要求について

　２０１９年８月１５日付けの要求事項について、別紙のとおり回答します。

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 要求事項 | 回　答 |
| 1. 従来からの労使慣行を遵守すること。

２．冷暖房の運転は、期間にとらわれず弾力的に行うとともに、総務部長通知に基づき、適正な温・湿度管理を保つこと。また、補助器具（扇風機・ストーブ等）の増設を行うこと。３．災害等による交通機関の乱れが発生した場合、振替輸送の実施を待つことなく、迂回により職場に参集した職員に対して、自己負担を強いることは改善すること。４．乗車する職員の安全確保・健康管理の観点から、ドライブレコーダーの導入および長距離移動に適応した公用車の配置に努めること。５．VDT作業にかかる職場環境を確保し、組合員の健康管理について細心の注意を払うこと。６．昼休みに会議室を開放し、休憩するスペースを確保すること。７．税務手当について、給料の調整額に移行すること。 | １．これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。２．冷暖房の運転については、今後とも、気象状況に応じ弾力的な運転を行うとともに、適正な温・湿度管理に努めてまいりたい。また、補助器具（扇風機等）の増設については、設置の必要性等についても十分に勘案したうえで、検討してまいりたい。３．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。４．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。５．今後とも、「VDT作業ガイドライン」を遵守するとともに、職員の健康維持管理についても十分留意してまいりたい。６．１階と５階に休養室は確保されており、本年６月からは２階の会議室を昼休みの休憩に利用できるようになっている。 ７．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。 |